

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年9月8日

大和郡山市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等	実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域		
		○		大和郡山市 矢田町、小南町、田中町、 池之内町、杉町の一部	令和2年度～令和6年度	農事組合法人みんなで